



熊本県公報

第 1 2 6 7 2 号

平成 29 年 11 月 10 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 物品売払代金の収納の事務委託…………… (森林整備課) 1
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定について…………… (社会福祉課) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の廃止…………… (砂防課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (") 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (") 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… (障がい者支援課) 3
- 保安林の指定の解除の予定…………… (森林保全課) 3

公 告

- 行政不服審査法第 5 1 条の規定による公示送達…………… (子ども家庭福祉課) 3
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (商工振興金融課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (") 4
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 6

登 載 依 頼

- 平成 2 9 年度第 1 回天草地域保健医療推進協議会の開催… (天草地域保健医療推進協議会) 6
- 第 1 4 回荒瀬ダム撤去地域対策協議会の開催…………… (企業局荒瀬ダム撤去室) 6
- 公示による通知…………… (収用委員会) 7

告 示

熊本県告示第 9 8 7 号

地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 5 8 条第 1 項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
平成 2 9 年度県有林素材生産事業第 2 号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市東区下南部二丁目 1 番 5 5 号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する期間
契約締結日の翌日から平成 3 0 年 3 月 1 9 日まで

熊本県告示第 9 8 8 号

生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)第 5 5 条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 3 0 号)第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
光延 雅人	整骨院 元 光の森院	菊池郡菊陽町光の森 7 丁目 3 - 3	平成 2 9 年 8 月 2 4 日
吉崎 義祐	整骨院 元 光の森院	菊池郡菊陽町光の森 7 丁目 3 - 3	平成 2 9 年 8 月 2 4 日

熊本県告示第 9 8 9 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により平成 1 1 年 3 月 3 1 日熊本県告示第 2 5 1 号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

村中地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 9 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	水俣市	石坂川村上	4 2 4
2	〃	石坂川村中	5 0 4
3	〃	〃	5 1 9
4	〃	〃	5 2 4 - 2
5	〃	〃	4 8 7
6	〃	石坂川村上	4 6 7
7	〃	〃	又 4 6 7 - 2
8	〃	〃	4 4 3
9	〃	〃	4 4 1

熊本県告示第 9 9 0 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

村中地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 6 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 1 6 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	水俣市	石坂川村上	4 2 4
2	〃	〃	4 2 3
3	〃	石坂川村中	5 2 0
4	〃	〃	5 0 2
5	〃	〃	5 0 8 - 1
6	〃	〃	5 1 1
7	〃	〃	5 1 1
8	〃	〃	5 1 4 - 1
9	〃	〃	5 1 4 - 3 地先河川敷
1 0	〃	〃	5 2 5 - 1
1 1	〃	〃	5 2 0
1 2	〃	〃	4 7 3 - 2
1 3	〃	石坂川村上	4 6 6
1 4	〃	〃	4 6 9 - 1
1 5	〃	〃	4 4 2
1 6	〃	〃	4 2 7

熊本県告示第 9 9 1 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

杉迫地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 1 4 号までを順次結んだ線、標柱 1 号と標柱 1 4 号を結んだ線に囲まれた土地の区域、標柱 1 5 号から標柱 2 5 号までを順次結んだ線及び標柱 1 5 号と標柱 2 5 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	芦北町	田浦町字外平	1 7
2	〃	〃	1 9

3	芦北町	田浦町字外平	20-2
4	〃	〃	20-1
5	〃	〃	21-3
6	〃	〃	37-1
7	〃	〃	42-8
8	〃	〃	42-1
9	〃	〃	44-2
10	〃	〃	44-8
11	〃	〃	44-3
12	〃	〃	43-2
13	〃	〃	43-2
14	〃	〃	17
15	〃	〃	60-2
16	〃	〃	60-1
17	〃	〃	60-1
18	〃	〃	61
19	〃	〃	49-4
20	〃	〃	49-7
21	〃	〃	39-1
22	〃	〃	38-1
23	〃	〃	38-1
24	〃	〃	38-2
25	〃	〃	38-2

熊本県告示第 992 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
ニチイケアセンター水俣訪問看護ステーション 水俣市長野町 11 番 114 号 1 階	平成 29 年 11 月 1 日

熊本県告示第 993 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 29 年 11 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 阿蘇郡南阿蘇村大字長野字湯尻 2445 番 1・字地境 2519 番 1・大字河陽字猿渡 6005 番 3（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 654 号

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 51 条第 2 項ただし書及び第 3 項の規定により次のとおり公示送達する。

平成 29 年 11 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 送達を受けるべき者の住所及び氏名
審査請求書記載の住所 熊本市中央区新町 2 丁目 10-1 EV タワー田 601
現所在 不明
審査請求人 中島 公秋
- 公示事項

審査請求人が、平成 28 年 11 月 25 日に提起した審査請求について、当庁は平成 29 年 10 月 3 日に裁決したが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付できない。当該裁決書の謄本は、当庁（熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課）において保管し、いつでもこれを交付するので、審査請求人は当庁に出頭の上受領されたい。

熊本県公告第 655 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、県営天草中央北地区（荒河内換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して 15 日以内に審査請求をすることができる。

平成 29 年 11 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成 29 年 11 月 13 日から
平成 29 年 12 月 11 日まで
- 2 縦覧の場所 天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 656 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 29 年 11 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
菊南ショッピングセンター
合志市須屋字上ノ原 1 9 3 7 番 外 3 1 筆
- 2 変更しようとする事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)	駐車場 No. 1	建物北東側	7 5 台
	駐車場 No. 2	建物敷地北側隔地	2 6 3 台
	合計		3 3 8 台
(変更後)	駐車場 No. 1	建物北東側	3 8 台
	駐車場 No. 2	建物敷地北側隔地	2 4 9 台
	合計		2 8 7 台
 - (2) 変更の年月日
平成 30 年 6 月 28 日
- 3 届出年月日
平成 29 年 10 月 27 日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課
平成 29 年 11 月 10 日から平成 30 年 3 月 10 日まで

熊本県公告第 657 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 29 年 11 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール熊本
上益城郡嘉島町大字上島字長池 2 2 3 2
- 2 変更しようとする事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)	駐車場 No. 1	建物外周部	3, 4 1 7 台
	駐車場 No. 2	A 棟 R 階部	8 5 2 台

	駐 車 場 No. 3	建 物 敷 地 東 側 立 体 駐 車 場	5 5 1 台
	合 計		4 , 8 2 0 台
(変 更 後)	駐 車 場 No. 1	建 物 外 周 部	3 , 3 0 6 台
	駐 車 場 No. 2	A 棟 R 階 部	9 6 3 台
	駐 車 場 No. 3	建 物 敷 地 東 側 立 体 駐 車 場	5 5 1 台
	合 計		4 , 8 2 0 台
②	駐 輪 場 の 位 置 及 び 収 容 台 数		
(変 更 前)	駐 輪 場 No. 1	A 棟 東 側	3 3 6 台
	駐 輪 場 No. 2	A 棟 北 側	1 8 0 台
	駐 輪 場 No. 3	A 棟 北 側	1 5 台
	駐 輪 場 No. 4	A 棟 北 側	6 0 台
	駐 輪 場 No. 5	A 棟 北 側	3 5 5 台
	合 計		9 4 6 台
(変 更 後)	駐 輪 場 No. 1	A 棟 東 側	3 1 2 台
	駐 輪 場 No. 2	A 棟 北 側	1 0 0 台
	駐 輪 場 No. 3	A 棟 北 側	2 3 3 台
	駐 輪 場 No. 4	A 棟 南 側	7 5 台
	駐 輪 場 No. 5	A 棟 南 側	2 2 6 台
	合 計		9 4 6 台
③	荷 さ ば き 施 設 の 位 置 及 び 面 積		
(変 更 前)	荷 さ ば き 施 設 No. 1	A 棟 南 側	2 9 6 平 方 メ ー ト ル
	荷 さ ば き 施 設 No. 2	A 棟 南 側	2 7 8 平 方 メ ー ト ル
	荷 さ ば き 施 設 No. 3	A 棟 南 側	2 2 4 平 方 メ ー ト ル
	荷 さ ば き 施 設 No. 4	B 棟 南 側	2 3 8 平 方 メ ー ト ル
	荷 さ ば き 施 設 No. 5	A 棟 西 側	5 0 平 方 メ ー ト ル
	合 計		1 , 0 8 6 平 方 メ ー ト ル
(変 更 後)	荷 さ ば き 施 設 No. 1	A 棟 南 側	4 5 6 平 方 メ ー ト ル
	荷 さ ば き 施 設 No. 2	A 棟 南 側	4 0 6 平 方 メ ー ト ル
	荷 さ ば き 施 設 No. 3	A 棟 南 側	2 2 4 平 方 メ ー ト ル
	荷 さ ば き 施 設 No. 4	A 棟 西 側	1 0 4 平 方 メ ー ト ル
	合 計		1 , 1 9 0 平 方 メ ー ト ル
④	廃 棄 物 等 の 保 管 施 設 の 位 置 及 び 容 量		
(変 更 前)	廃 棄 物 等 保 管 施 設 No. 1	A 棟 内 南 側	1 5 5 立 方 メ ー ト ル
	廃 棄 物 等 保 管 施 設 No. 2	A 棟 内 南 側	9 0 立 方 メ ー ト ル
	廃 棄 物 等 保 管 施 設 No. 3	B 棟 内 南 側	3 5 立 方 メ ー ト ル
	合 計		2 8 0 立 方 メ ー ト ル
(変 更 後)	廃 棄 物 等 保 管 施 設 No. 1	A 棟 内 南 側	1 9 3 立 方 メ ー ト ル
	廃 棄 物 等 保 管 施 設 No. 2	A 棟 内 南 側	9 0 立 方 メ ー ト ル
	合 計		2 8 3 立 方 メ ー ト ル
(2)	大 規 模 小 売 店 舗 の 施 設 の 運 営 方 法 に 関 す る 事 項		
①	大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 開 店 時 間		
(変 更 前)	午 前 7 時		
(変 更 前)	午 前 6 時		
②	来 客 が 駐 車 場 を 利 用 す る こ と が で き る 時 間 帯		
(変 更 前)	駐 車 場 No. 1 ① ~ ⑧ 及 び ⑩ ⑪	午 前 6 時 3 0 分 ~ 午 前 0 時 3 0 分	
	駐 車 場 No. 1 ⑨	2 4 時 間	
	駐 車 場 No. 2 , 3	午 前 6 時 3 0 分 ~ 午 前 0 時 3 0 分	
(変 更 前)	駐 車 場 No. 1 ① ~ ⑦ 及 び ⑨	午 前 5 時 3 0 分 ~ 午 前 0 時 3 0 分	
	駐 車 場 No. 1 ⑧	2 4 時 間	
	駐 車 場 No. 2 , 3	午 前 5 時 3 0 分 ~ 午 前 0 時 3 0 分	
③	荷 さ ば き 施 設 に お い て 荷 さ ば き を 行 う こ と が で き る 時 間 帯		
(変 更 前)	荷 さ ば き 施 設 No. 1	午 前 4 時 0 0 分 ~ 午 前 1 時 0 0 分	
	荷 さ ば き 施 設 No. 2 ~ 5	午 前 6 時 0 0 分 ~ 午 後 1 0 時 0 0 分	
(変 更 後)	荷 さ ば き 施 設 No. 1 ~ 4	2 4 時 間	

(3) 変 更 の 年 月 日
平 成 2 9 年 1 0 月 2 8 日

3 届 出 年 月 日
平 成 2 9 年 1 0 月 2 7 日

4 届 出 の 縦 覧 場 所 及 び 縦 覧 期 間
熊 本 県 商 工 観 光 労 働 部 商 工 労 働 局 商 工 振 興 金 融 課 及 び 熊 本 県 県 央 広 域 本 部 上 益 城 地 域 振 興 局 総 務 振 興 課
平 成 2 9 年 1 1 月 1 0 日 か ら 平 成 3 0 年 3 月 1 0 日 ま で

熊 本 県 公 告 第 6 5 8 号
建 築 基 準 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 2 0 1 号) 第 4 2 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に よ る 道 路 の 位 置 の 指 定 を 次 の と お り 行 っ た 。
平 成 2 9 年 1 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 山鹿市宗方通 6 0 1 番地
- 2 築造者の氏名 森 薫
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字御船字町園 8 9 8 番 4
- 4 道路の幅員 4 . 0 5 メートルから 4 . 2 0 メートルまで
- 5 道路の延長 4 6 . 8 0 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 8 年 6 月 9 日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第 8 号

熊本県公告第 6 5 9 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日から同月 2 4 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
坂井 優真	玉名市横島町共栄	玉名市大浜町字大栄 5 3 6 8 番 1
小山 哲夫	玉名市玉名	玉名市大浜町字大栄 5 3 6 8 番 1

2 申請年月日

平成 2 9 年 1 1 月 1 日

登 載 依 頼**天草地域保健医療推進協議会公告第 1 号**

平成 2 9 年度第 1 回天草地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日

天草地域保健医療推進協議会長

1 開催日時

平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日（月）午後 4 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分まで

2 開催場所

熊本県天草総合庁舎 会議棟 2 階大会議室（天草市今釜新町 3 5 3 0）

3 議題

報告事項

- (1) 救急医療専門部会の報告について

協議事項

- (1) 第 7 次天草地域保健医療計画の素案について
- (2) その他

4 傍聴者の定員

1 0 人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県天草市今釜新町 3 5 3 0

天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課内）

（電話 0 9 6 9 - 2 3 - 0 1 7 2）

熊本県企業局公告第 4 号

第 1 4 回荒瀬ダム撤去地域対策協議会を次のとおり開催する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開催日時

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日（金）

午前 1 0 時から正午まで

2 開催場所

八代市坂本町坂本 4 2 2 8 - 1 2

八代市坂本支所 2 階 会議室

3 議題

- (1) 荒瀬ダム撤去工事概要について
- (2) 地域課題への取組状況について

4 傍聴の定員

20人

5 傍聴手続

- (1) 荒瀬ダム撤去地域対策協議会（以下「協議会」という。）の傍聴を希望する者は、協議会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。
- (2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
- (3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。

6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去室
電話番号096-333-2600

熊本県収用委員会公告第17号

公示による通知

熊本県上益城郡山都町杉木字下多良原134番7、134番8、134番9、134番10、134番11、134番12及び134番13の土地に関する以下の者

- (1) 土地登記名義人（亡）山下米次（持分34分の1）の相続人 上甫木京子（相続持分2分の1）
居所、その他通知すべき場所不明
- (2) 土地登記名義人 福田ツネ（持分34分の1）
居所、その他通知すべき場所不明
ただし、登記簿記載の住所 熊本県上益城郡矢部町大字杉木87番地
- (3) 土地登記名義人（亡）古閑岩太郎（持分34分の1）の相続人 田島静雄（相続持分5分の3）
居所、その他通知すべき場所不明
ただし、職権消除前の住所 熊本県下益城郡砥用町大字永富1316番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成29年11月1日付け熊収第163号の2の書面（熊収29第1号、第2号案件（杉木Ⅰ案件）、熊収29第3号、第4号案件（杉木Ⅱ案件）及び熊収29第5号、第6号案件（杉木Ⅲ案件）に係る第1回審理開催通知）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成29年11月21日をもって書面の通知が
あったものとみなされます。

平成29年11月10日

熊本県収用委員会会長 斉藤 修